

検討課題

—人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方(2)—

第1 緊急管轄

【甲案】人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、一定の理由により、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の権利を実現することが著しく困難であり、かつ、その訴え又は申立てが日本に密接な関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄権を有するものとする。

（注）人事に関する訴えとは、人事訴訟法第2条各号に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えをいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

家事審判とは、家事事件手続法別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同法第二編に定める事項についての審判をいい、家事調停とは、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（同法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【乙案】特に規律を設けないものとする。

（補足説明）

1 本文の提案の趣旨

人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停においては、個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄の規律では我が国の裁判所に管轄権が認められない場合であっても、一定の場合には、身分関係の確定という原告又は申立人の利益を重視して、なお、我が国に管轄権（いわゆる緊急管轄）を認めることが考えられる。

本文甲案は、当事者の予測可能性をできる限り確保しようとする立場から、そのような管轄権が我が国の裁判所に認められることについてその要件とともに明文の規定を設けるものであり、本文乙案は、そのような管轄権が認められるとしても、特段の規律を設けずに条理で解決する（裁判所の解釈に委ねる）というものである。

なお、これまでの本部会における議論において、各単位事件類型に関する検討の際に、緊急管轄に類する規律を設けるべきか否かの議論があったが（離婚に関する訴え、婚姻に関する訴え、財産分与事件、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え、成年後見等に関する審判事件、未成年後見に関する審判事件、失踪の宣告に関する審判事件、本文甲案によるのであれば、甲案に係る総論的な規定で足り、各論的な規定は不要であるとすることも考え得る。

反対に、特に緊急管轄が問題となり得る単位事件類型についてのみ緊急管轄に類する規定を設けるのであれば、総論的な規定は不要であるとも考え得る。

さらに、総論的な規律及び各論的な規律とも必要はなく、全て条理で解決する（裁判所の解釈に委ねる）ことも考えられる。

2 緊急管轄を認めるべきか否かが検討される事案

本文甲案及び乙案のいずれの立場においても、各個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄の規律におけるもの以外に、どのような事例で我が国の管轄権を認めるべきかが問題となる。そのような管轄原因を認める必要性を吟味する観点からは、各個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄に係る規律により我が国の裁判所に管轄権が認められないことのほか、①原告又は申立人が外国における手続を行うことが不可能又は不相当であること、②事件が我が国との密接な関連性があることを要するものとすることが考えられる。

(1) 外国における手続を行うことが不可能又は不相当であること

ア このような要件を要するとした場合には、どのような事情（理由）によって原告又は申立人において外国における手続を行うことが不可能又は不相当であるというべきかが問題であるが、次のような場合を想定することができる。

① 外国裁判所の管轄権の問題

国際裁判管轄の規律の違いによりどの国の裁判所にも国際裁判管轄が認められない場合（いわゆる管轄の消極的抵触）

② 外国裁判所の裁判手続の実情に係る問題

- ・ 戦争や自然災害等の客観的な事情により、原告又は申立人において外国における裁判手続を行うことが不可能である場合
- ・ 外国の裁判所が腐敗、裁判の著しい遅延等により事実上機能しない場合

③ 我が国における外国裁判所の裁判の承認可能性の問題

外国裁判所の裁判が我が国において承認されない場合

④ 事案の性質・内容に係る問題

原告又は申立人が裁判手続のため外国に赴いた場合に、当該外国において配偶者等から生命、身体等に危害を加えられるおそれがあるとき（家庭

内暴力の被害者であった場合等)

⑤ 事案の性質・内容に関わらない当事者の属性の問題

原告又は申立人において外国における手続を行うことが経済的理由により困難である場合

⑥ 外国の国際私法又は準拠法の内容に係る問題

外国の裁判所で裁判を行ったときに適用されることになる準拠法の内容が、原告（申立人）にとって不利益である場合

イ 上記のうち、①から③までの事情については、原告又は申立人において外国における手続を行うことが不可能又は不相当であるときに該当し得る事情として指摘する見解がある。もっとも、特に③の事情については、我が国の国際裁判管轄の有無を判断する時点において、外国裁判所の裁判の承認可能性を判断するのは、実務上は困難ではないかとの指摘が考えられる。また、②の裁判の著しい遅延という事情についても、その評価は現実には困難ではないかとの指摘が考えられる。

④のような事情については、原告又は申立人が外国における手続を行うことが不可能又は不相当であるときに該当するとの見解（東京地判平成16年1月30日判時1854号51頁参照）と、管轄の有無を決定する段階で本案の内容に関わるものと考えられる事実関係の審理に立ち入るのは不相当であるとしてこれに反対する見解とが考えられる。なお、類似の場合として、例えば、原告又は申立人が裁判手続のため外国に赴いた場合に当該外国において外国政府により身柄拘束を受けるおそれがあるときが考えられるとの指摘もある。

他方、⑤のような事情については、その判断の困難性や経済的な事情を評価する基準のあいまい性などの観点から、原告又は申立人において外国における手続が不可能又は不相当であるときに該当しないものとすべきではないかと考えられる。

最後に、⑥のような事情を原告又は申立人において外国における手続が不可能又は不相当であるときに含めることは、管轄の判断を困難にするものとして、基本的には不相当であると考えられる。

以上を踏まえ、どのような事情をもって、原告又は申立人において外国における手続を行うことが不可能又は不相当であるということが出来るものと評価すべきか。

(2) 事件が我が国と密接な関連があること

ある事件について我が国に管轄権を認めようとする以上、当該事件が我が国と密接な関連があることが必要であると考えられる。その判断に際しては、例えば、原告又は申立人が日本人であること又は我が国に住所を有していること、子の利益を考慮すべきである場合に子が日本人であること又は子が

我が国に住所を有していることなどが考慮要素として考えられる。

3 具体的な規律の在り方

(1) 明文の規定の要否

ア 以上を踏まえ、緊急管轄についての明文の規定の要否についてどのように考えるか。

イ 財産権上の訴えの国際裁判管轄の規律との関係

(ア) 民事訴訟法に存在しない緊急管轄に関する規定を設けることの適否

民事訴訟に係る国際裁判管轄に関し、法制審議会国際裁判管轄法制部会での議論においては、明文の規定を設けることが検討されたものの、緊急管轄の規定は設けるべきものとはされなかった。その理由は、財産権上の訴えの国際裁判管轄が問題となった事例において、緊急管轄が問題となった裁判例は基本的にないとされ、財産権上の訴えにおいて緊急管轄が問題となり得る事案も想定し難く、緊急管轄を認めるための具体的な要件を定めることが困難であることなどを考慮したものであると説明されており、また、明文の規定を置かない場合でも解釈論等により緊急管轄を認めることもなお可能であるとの見解も示されていた。

一方、人事訴訟事件又は家事事件においては、緊急管轄が問題となったと評価されている事案が存在しているとも考えられることに鑑みると、財産権上の訴えの国際裁判管轄に関しては存在しない緊急管轄についての特段の規定を設けることも一定の合理性があるものと考えられることができる。なお、法制審議会国際裁判管轄法制部会での議論においては、人事訴訟事件及び家事事件に係る国際裁判管轄の規律が定められる場合には、人事訴訟事件及び家事事件については緊急管轄の明文規定を置くべきであるとの意見もあったようである。

なお、人事訴訟事件のうちの婚姻に関する訴え及び離婚に関する訴えに関しては、被告住所地に一般的な管轄原因を認め、原告住所地には一般的な管轄原因を認めない【甲案】と、原告住所地にも一般的な管轄原因を認める【乙案】とが提案されているところ、【乙案】による場合、少なくともこれらの事件類型においては、緊急管轄を認めるべき要請は低いものと考え得る。

(イ) 明文の規定を設けた場合の民事訴訟法への影響

上記のとおり、民事訴訟法には緊急管轄に関する明文の規定は置かれていないところ、人事訴訟事件及び家事事件において緊急管轄に関する明文の規定を設けた場合、民事訴訟法における緊急管轄に関する解釈にどのような影響があるかも問題となる。例えば、今般の法整備によって総論的な規律として緊急管轄に関する規定を設けた場合、民事訴訟法における緊急

管轄についてなお解釈により緊急管轄を認める余地があるとされ得るのかが問題となる。

(ウ) 各論的な規律との関係

上記1のとおり、総論的な規定の要否は、各論的な規定の要否とも関係する。

ウ 明文規定を置く場合の規律の在り方

(ア) 本文甲案では、原告又は申立人において外国における手続を行うことが不可能又は不相当であること（上記(1)参照）を「日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の権利を実現することが著しく困難である」と表現している（注）。

（注） なお、最二判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁を緊急管轄を認めた事例であるとする見解からは、「原告が被告の住所地国に離婚請求訴訟を提起することにつき法律上又は事実上の障害があるかどうか及びその程度をも考慮し」との表現に倣い、「法律上又は事実上の障害により外国における手続が不可能又は不相当であること」とすることも考えられる。また、上記(1)のとおり、経済的理由に基づく場合を含まないことを明らかにする趣旨で、「法律上又は事実上の障害（原告又は申立人の経済的理由に基づく場合を除く。）」などと明記することも考えられるところである。

(イ) また、本文甲案では、「一定の理由により」としているが、上記2(1)において指摘した事情において、緊急管轄を肯定し得るものとして、適切な例示を行うことができるものがあれば、上記「一定の理由により」の部分にそれを例示することが考えられる。

(ウ) さらに、当事者の予見可能性を少しでも確保する観点からは、緊急管轄により管轄権が認められ得ることを明らかにすること自体に意味があるものということができるのであれば、スイス国際私法の例などを参考に、管轄規定自体は包括的な規定とすることも考えられる。

（参考） スイス連邦国際私法

第3条（緊急管轄）

この法律がスイスの管轄を規定しない場合といえども、外国における手続が不可能又は（合理的に）期待できないときは、事案と十分な関連を有する地のスイス裁判所又は官庁が管轄を有する。

第2 特別の事情による訴え（申立て）の却下

家庭裁判所は、人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

（補足説明）

1 本文は、個別の単位事件類型ごとの国際裁判管轄の規律によると日本の裁判所に管轄権があることとなる場合においても、事案における具体的な事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができることを定める規定であり、民事訴訟法第3条の9と同様の規定である。

2 特別の事情による却下の規定を設けるに当たっては、特別の事情の内容及びその考慮要素が問題となる。

本文では、民事訴訟法第3条の9に倣い、考慮要素として、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地を例示し、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなることを訴え（申立て）を却下する特別の事情とすることを提案している。

これに対して、人事訴訟事件及び家事事件においては、事実上の影響として、例えば、未成年の子の生活状況が裁判の結果により重大な影響を受けることが多いとも考えられることから、「未成年の子の利益」を規定の中に明確に盛り込むべきであるとの意見もあり得る。その場合、①「当事者間の衡平」又は「適正かつ迅速な審理」と並ぶ特別の事情の内容とすべきであるとの意見、②考慮要素として例示をすべきとの意見などが考えられるところである。また、単に「子の利益」を考慮要素とするのではなく、例えば人事訴訟法第31条に倣って、「子の住所又は居所」を考慮要素とすべきであるとの意見もあるところである。

第3 国際裁判管轄の調査方法

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(補足説明)

国際裁判管轄の有無の判断が裁判所の職権調査事項であることを定める規定であり、民事訴訟法第3条の11と同様の規定である。

第4 管轄決定の基準時

人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定めることとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めることとする。

(補足説明)

1 本文は、国際裁判管轄の有無が訴えの提起の時、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権により家事事件の手続を開始した時（以下「基準時」という。）を標準として判断されることを定める規定であり、民事訴訟法第3条の12と同様の規定である。このような規定を設けることについては、概ね異論がないのではないかと考えられる。

2 もっとも、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）（部会資料3-2第1参照）との関係で、上記規定の修正が必要であるか否かはなお議論があり得る。

すなわち、子の監護又は親権に関する審判事件（これまで、部会では、同単位事件類型については、子の住所地を管轄原因とすることを提案している。）について、基準時には子が我が国に所在していたが、その後、子が我が国を離れたというような場合、本文の規定によって我が国に管轄を肯定することが望ましくないのではないかと指摘もあり、そのような指摘を踏まえて、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）については本文の規定を修正する規定を置くべきであるという考え方もあり得るところである。

他方で、上記のような場合においても、一律の取扱いは困難であり、なお基準時の子の住所地国に管轄を認めることが望ましいときもあり得るとの意見も存在すると考えられ、そのような見解からは、基準時の子の住所地国に管轄を認めることが不適切である場合については特別事情により却下することで足りるとも考え得る。

第5 訴え（申立て）の競合

【甲案】外国の裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本の裁判所に人事に関する訴えの提起又は家事審判の申立てがあった場合において、当該外国の裁判所の裁判が承認されることとなると見込まれるときは、日本の裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の裁判が確定するまで訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。

【乙案】特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 財産権上の訴えの国際裁判管轄における国際的訴訟競合に関する議論

(1) 他国に訴えが提起された後に、同一の事件について我が国に訴えが提起された場合において、当該我が国に提起された後訴をどのように取り扱うべきかが問題となる(いわゆる国際的訴訟競合の問題)。これについては、①何らかの特別の規律を設ける必要はなく、外国裁判の承認の際の解釈により解決すべきであるとの立場(規制不要説)と、一定の規律を設けるべきであるとする立場があり、後者の立場は、②競合状態にある事件を比較し、より適切な法廷地での訴訟を優先すべきであるとする見解(管轄規制説)と、③我が国で承認されるような判決に至ると予想される外国訴訟係属が既に生じている場合には我が国での後訴は認めないとの見解(承認予測説)とが主張されている。また、国際的訴訟競合について何らかの規律を設ける場合、その要件に該当するときの効果については、我が国で提起された後訴を却下すべきであるとする見解と、我が国で係属している後訴を中止すべきであるとする見解とがある。

規制不要説に対しては、原告が複数国で同一の訴えを提起する場合(いわゆる並行型)における被告の応訴負担の観点、外国で給付訴訟を提起された被告が我が国での強制執行を受ける可能性を断つために我が国で当該債務についての不存在確認請求訴訟を提起する場合(いわゆる対向型)及び上記並行型における審理の重複及び判決の矛盾抵触のおそれの回避という観点から、規制が必要であるとの批判がある。管轄規制説に対しては、我が国に裁判管轄権が認められて初めて国際的訴訟競合の問題が生じるはずであるから、その結果として管轄権が失われるものとして処理をするのは理論的に不当であるとの批判がある。承認予測説に対しては、前訴の我が国における承認可能性の予測は困難であるなどの批判がある。

(2) 法制審議会国際裁判管轄法制部会における議論

法制審議会国際裁判管轄法制部会においては、国際的訴訟競合に関して、次のような案が検討された。

なお、国際的訴訟競合を認める場合の効果について、訴えの却下とする見解については、外国裁判所に係属する前訴が確定判決に至るとは限らず、また確

定判決に至ったとしてもその判決が我が国で承認されるかどうかの予測も困難であるとして、訴えの却下まで認めると、当事者に不測の不利益をもたらすことがあり得るとして、中間試案が取りまとめられた以降では検討の対象とはなっていない。

[中間試案]

第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

[部会資料23] (中間試案後の部会資料)

論点3 国際訴訟競合に関する規律

【乙案】 国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

【丙案】 裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の事件が係属する場合において、日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結してその判決が確定する見込み、その判決が民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなる可能性その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。

しかし、上記【甲案】に対しては、①外国判決が承認される可能性を予測するのは極めて困難であり、審理の長期化を招くおそれがある、②外国の裁判所

の審理状況を見守るのが適切な場合には、期日の間隔を調整するなどして対応すれば足りるので、規定を設ける実務上の必要性に乏しい、③外国に同様の規定がない場合、日本の企業が外国の裁判手続の中止を求めることができず、相互保証の見地から問題があるなどの批判がされ、上記【丙案】に対しては、上記①のほか、④中止の要件の判断基準があいまいになり得る上、不服申立て手段を設けないのであれば、現在の実務運用と変わりがなく、あえて規定を設ける必要がないのではないかなどの批判がされ、結果として、国際的訴訟競合に関する明文の規律を置くことは見送ることとされた。

(3) 平成23年民事訴訟法改正後

上記(2)のとおり経緯により、財産権上の訴えの国際裁判管轄法制の整備に関する要綱には国際的訴訟競合に関する規定は盛り込まれず、同要綱を踏まえて立案され、成立した民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律にも、国際的訴訟競合に関する規定は置かれていない。

もっとも、規定が置かれなかったからといって、解釈による国際的訴訟競合の規制が認められないわけではなく、管轄規制説を支持する見解からは、我が国がより適切な法廷地でない場合には、なお民事訴訟法第3条の9によって訴えが却下されると主張されているし、承認予測説からも、我が国で承認されることが予測される外国訴訟係属が既に生じている場合には、我が国での訴訟は訴えの利益を欠くと主張されている。

2 本文の提案について

(1) 人事訴訟事件及び家事事件については、国際的に不統一な身分関係の発生を防止する観点を強調して、なお国際的訴訟競合に関する規定を設けるべきであるとの意見もあり得る。また、財産権上の訴えについては、実際に強制執行をするためには執行判決(民事執行法第24条)を得る必要があるため、承認(及び執行)段階での調整が最終的には可能であると考えられるが、人事訴訟事件及び家事事件の多くは、執行判決を得ての強制執行は不要であり、その場合、明示的に承認要件の審査がされることはないから、規制不要説が主張するような承認段階での調整ということも実質的には不可能であるとの指摘も考えられる。

本文甲案は、財産権上の訴えの国際的訴訟競合の問題については、法制審議会国際裁判管轄法制部会の中間試案において提示された考え方を参考とした規律とした上で、国際的訴訟競合(国際的審判競合)であるとされた場合の効果として、後訴(我が国での手続)を中止とすることができることを提案するものである(注)。なお、甲案においては、手続が中止されたときに当事者に不服申立てを認めるか否かも検討する必要がある。

(注) なお、家事調停事件については、家事調停を承認の対象とするか否かに関することから、現時点では、当該規律の対象には含めないものとしている。

(2) 他方,財産権上の訴えにつき国際的訴訟競合の規定を設けることが見送られた理由は,規制が不要であるというのみならず,適切な要件設定の困難性等も指摘されていたものであり,これは人事訴訟事件及び家事事件にも妥当すると考えられる。

なお,国際的に不統一な身分関係は,国際的訴訟競合の場合だけでなく,外国裁判が承認できない場合にも発生するものであるとの指摘もされている。

本文乙案は,民事訴訟法に倣い,国際的訴訟競合の規定を設けないことを提案するものである。規制不要説からは当然にこの提案に行き着くほか,承認予測説及び管轄規制説からも,解釈による対応(上記1(3)参照)でもよいと考えるのであれば,乙案を支持することが可能である。

第6 不服申立て

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

不服申立てについては,通常の不服申立ての方法によることを前提に,特に規律を設けないことを提案するものである。

第7 家事調停事件の国際的管轄

裁判所は,人事に関する訴訟事件その他の家庭に関する事件(家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第一に掲げる事項についての事件を除く。)(注)についての調停事件について,次のいずれかに該当するときは,管轄権を有するものとする。

- ① 日本の裁判所が当該調停事件についての訴訟又は家事審判について管轄権を有するとき
- ② 相手方の住所が日本国内にあるとき
- ③ 申立人の住所が日本国内にあるときであって,当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき

(注)外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(補足説明)

- 1 本文は,人事訴訟事件又は家事審判事件について管轄権を有する国,相手方の住所地国及び当事者間に合意がある場合の申立人の住所地国に家事調停事件の管

轄権を認めることを提案するものである。

渉外家事調停に関しても国際的管轄の問題が独立して存在しており、調停の対象とされた法律関係（例えば離婚）が調停によって処理し得るものかどうか（調停による解決可能性）の問題は、当該法律関係に係る準拠法上の問題として、国際的管轄が肯定された後の問題であることを前提としている。

2 合意管轄

(1) 本文③は、申立人の住所地がある場合、当事者が我が国の裁判所に家事調停の申立てをすることについて合意したときに、我が国の裁判所の管轄権を認めることを提案するものである。

(2) 家事調停事件における合意管轄については、本部会においてもその実務上の必要性が指摘されたほか、理論的には、国内的管轄においても合意管轄が認められていること（家事事件手続法第245条第1項）から、これを肯定すべきであるとの意見が存在する。また、調停の内容は合意に基づいて成立するものと考えられるから、法廷地の選択により準拠法が恣意的に選択され、具体的な調停内容が当事者の意思と合致しない内容となってしまうおそれも基本的には考えられないことも、合意管轄を肯定すべき要素となると考えられる。

もっとも、後記3による管轄権を認めないにもかかわらず、人事に関する訴訟事件や家事審判事件と切り離して家事調停事件についてのみ合意管轄を認める必要性があるのか疑問であるとの指摘もあり得るところである。

(3) 家事調停事件について合意管轄を認めるとしても、更に何らかの付加的要件、例えば、申立人が日本人であることや申立人が我が国に住所を有していることを必要とすべきとの意見もあり得るところであり、我が国との関連性を考慮する観点から、本文③では、申立人が我が国に住所地を有することを付加的要件とする見解を提案している。

(4) また、家事調停事件について合意管轄を認める場合には、その時期や方式について、何らかの規律を行うべきかも問題となる。

3 当該事項に関する人事訴訟事件又は家事事件についての管轄権への影響

(1) 国内管轄においては、家庭裁判所は、人事訴訟に係る事件について、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件についての家事調停事件がその家庭裁判所に係属していたときであって、特に必要があると認めるときは、当該人事訴訟の全部又は一部を自ら審理及び裁判できることとされ（人事訴訟法第6条）、家事事件について、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときでも、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、家事事件の全部又は一部を自ら処理す

ることができる（家事事件手続法第9条第1項ただし書）。国内管轄において、これらは、「自庁処理」と呼ばれている。

- (2) 本文①については、当該事項に関する人事訴訟事件又は家事事件についての裁判管轄権は当然肯定されるため、家事調停事件の管轄権を根拠として人事訴訟事件及び家事審判事件の裁判管轄権を肯定する必要性はない。また、本文②についても、これまでの部会での御議論を踏まえて被告又は相手方住所地の管轄原因が認められている単位事件類型についても同様であると考えられる。これに対して、本文②のうち被告又は相手方住所地の管轄が認められない単位事件類型（典型的には、子の監護又は親権に関する審判事件）及び③については、当該事項に関する人事訴訟事件又は家事事件についての管轄権が肯定されるとは限らないため、家事調停事件の管轄権を根拠として人事訴訟事件及び家事審判事件の裁判管轄権を肯定するか否かを検討する意味がある。

国際的管轄についても上記のような管轄権を認めるべきとの意見もあり得るところであるが、人事訴訟事件及び家事事件につき、（少なくとも限定的な類型の事件を除いては）合意管轄を基本的には否定すべきであるとされ、また、当該事件類型について本来的には被告又は相手方の住所地を管轄原因とすべきでないとされていることからすれば、上記のような管轄権を認めることはすべきではないのではないかと考えられる。

以上